審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		行政財産目的外使用の許可			
根拠法令及び条項		地方自治法238条の4第7項 蓮田市財産規則第16条第1項			
	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)				
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)				
審査基準	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 地方自治法238条の4第7項及び蓮田市財産規則第16条 別紙のとおり				
審查基準設定年月日		平成6年10月1日 審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日
標準処理期間		■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して15日以内) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)			
標準処理期間 設定年月日			年	月	日
所管部署		総務部庶務課			
備考		法令その他別に定めるものを除く。			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

《地方自治法》

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 [略]

 $2 \sim 6$ 「略]

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 「略]

《蓮田市財産規則》

(行政財産の使用の許可)

- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項 の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の 使用を許可することができる。
 - (1)職員、生徒等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に、食堂、売店、理 髪所等の厚生施設を設置するとき。
 - (2) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用させるとき。
 - (3) 当該行政財産を運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。
 - (5) 国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公共的活動の用に供するため特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定による使用の許可の期間は、1年を超えることができない。